

議案第4号

訴えの提起について

次のとおり和光市勤労福祉センターにおける屋根貸し太陽光発電事業にかかる使用料等請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求める。

- 1 相手方 所在地不明
(登記簿上の本店所在地 東京都港区虎ノ門5丁目3番1号)
P Vさいたま合同会社
代表者代表社員 地域エネルギー株式会社
(現商号 C o m P o w e r 株式会社)
職務執行者 福井 エドワード

- 2 事件名 使用料等請求事件

- 3 事件の内容及び請求の趣旨

相手方は、再三の催告にもかかわらず、和光市屋根貸し太陽光発電事業にかかる契約に基づく和光市勤労福祉センターの屋根等の目的外使用に係る平成30年度分の使用料5万9,040円の支払い、及び目的外使用の許可を受けることなく同センターの屋根等を使用したことに係る平成31年度分から令和5年度分までの使用料相当額29万5,200円の支払いに応じなかった。

そこで、市は、令和6年11月14日、東京簡易裁判所に対し、支払督促の申立てを行ったところ、同月22日に相手方に対して支払督促が発付され、同月27日に相手方に対して支払督促正本が送達された。

これに対し、相手方が督促異議の申立てを行ったことから、本件は、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続へ移行することとなった。

よって、本件は、市が、相手方に対し、上記未払額合計35万4,240円及びこれに対する令和6年11月28日から支払済みまで年3分の割合の金員の支払い並びに訴訟費用の負担を求めるものである。

- 4 事件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。
- (2) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。

令和7年2月20日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

使用料等請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。